

**年度モニタリング
(平成 29 年度)**

施設名称	岩名運動公園外 3 公園等
施設概要	<p>岩名運動公園</p> <p>所在地：〒285-0004 千葉県佐倉市岩名字姿山地先</p> <p>施設構造：鉄筋コンクリート造、地上 3 階建（陸上競技場メインスタンド） 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建（野球場メインスタンド） 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建（スポーツ資料館） 鉄骨造、地上 2 階建（プール管理棟） 木造、平屋建（球技場トイレ棟）</p> <p>敷地面積：19.6ha</p> <p>延床面積：陸上競技場メインスタンド 2,086 m² 野球場メインスタンド 2,322 m² スポーツ資料館 309 m² プール管理棟 401 m² 球技場トイレ更衣室棟 130 m²</p> <p>建築年月：昭和 56 年 2 月（プール管理棟） 昭和 58 年 4 月（野球場メインスタンド） 平成 6 年 12 月（スポーツ資料館） 平成 8 年 9 月（陸上競技場メインスタンド） 平成 26 年 3 月（球技場トイレ更衣室棟）</p> <p>施設内容：長嶋茂雄記念岩名球場 センター120m 両翼 92m 夜間照明 メインスタンド 収容人数 2,000 人 芝生スタンド 収容人数 5,000 人</p> <p>第二球場 センター90.7m レフト 90.5m ライト 81.5m</p> <p>陸上競技場 400mトラック 8コース メインスタンド 収容人数 1,022 人 芝生スタンド 収容人数 4,100 人</p> <p>テニスコート 人工芝 6 面 クレーコート 2 面</p> <p>プール 50m プール 9コース 幼児プール</p> <p>スポーツ資料館 1 階資料展示室・2 階会議室 99 m²</p> <p>球技場 人工芝 143m×79m 夜間照明 スタンド 収容人数 490 人</p> <p>付帯施設 駐車場 298 台収容 トイレ 自由広場等</p> <p>上座総合公園</p> <p>所在地：〒285-0854 千葉県佐倉市上座字上ノ田 915 番地</p> <p>施設構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 2 階建（プール管理棟）</p>

	<p>鉄骨造、地上1階建（公園管理棟）</p> <p>敷地面積：9.9ha</p> <p>延床面積：プール管理棟 510 m² 公園管理棟 34 m²</p> <p>建築年月：昭和 55 年 7 月（プール管理棟） 平成 13 年 4 月（公園管理棟）</p> <p>施設内容：プール 25m プール 子供プール 幼児プール 交通公園 1.9ha 木製遊具広場 1.2ha 多目的広場 2.4ha 付帯施設 駐車場 24 台収容 トイレ等</p> <p>直弥公園</p> <p>所在地：〒285-0065 千葉県佐倉市直弥 741 番地 1</p> <p>施設構造：木造、地上1階建（管理棟）</p> <p>敷地面積：4.3ha</p> <p>延床面積：管理棟 106 m²</p> <p>建築年月：平成 14 年 6 月（管理棟）</p> <p>施設内容：テニスコート 人工芝 4 面 壁打 1 面 付帯施設 駐車場 61 台収容 トイレ 芝生広場等</p> <p>大作公園</p> <p>所在地：〒285-0802 千葉県佐倉市大作二丁目 1 番 1</p> <p>敷地面積：1.0ha</p> <p>建築年月：昭和 62 年 11 月</p> <p>施設内容：野球場 センター105m 両翼 80m 付帯施設 駐車場 トイレ 倉庫</p> <p>佐倉市立青少年センター</p> <p>所在地：〒285-0004 千葉県佐倉市岩名 828 番地</p> <p>施設構造：鉄筋コンクリート造、地上2階建</p> <p>敷地面積：岩名運動公園内</p> <p>延床面積：575.296 m²</p> <p>建築年月：昭和 59 年 2 月</p> <p>施設内容：1 階：事務室、実習室兼会議室（68.4 m²）、談話室（67.1 m²） 佐倉市管理倉庫、ボイラー室倉庫、トイレ 2 階：研修室①②（和室 30 畳）、講師控室（8 畳）、シャワー室、トイレ</p>
施設の設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ・岩名運動公園外 3 公園：市民のレクリエーション活動等の拠点として整備 ・佐倉市立青少年センター：青少年の健全育成を図るために設置
指定管理者	千葉県まちづくり公社グループ
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
委託料	596,237,208 円（平成 29 年度支払額 119,657,730 円）

市所管課	都市部公園緑地課、健康こども部生涯スポーツ課、健康こども部児童青少年課
第三者	

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
－（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

区分	評価項目	評価欄	
		指	市
I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所 (館) 時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	S	S
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A	A
適正利用	利用・減免等の手続は規定にのっとり正規に行われているか。	A	A
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。	－	－
法令遵守	関連規定を理解し、法令遵守が確保されているか。	A	A
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A	A
	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。	S	S
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。	A	A
	廃棄物の減量に努めているか。	A	A
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。	A	A
	快適に利用できる環境となっているか。	A	A
公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。	S	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A	A
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。	S	A
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。	A	A
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。	A	A
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。	A	A

	夜間・休所（館）日警備に支障はないか。	A	A
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。	S	A
	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。	A	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A	A
	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。	A	A
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。	A	A
	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。	S	A
3 施設運営業務に関する基準			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A	A
利用料金 徴収	出納簿等は整備されているか。	S	A
	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。	A	A
	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A	A
物品販売 等許可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。	A	A
記録業務	日報や各種記録（文書・画像・音声・映像等）を行い、整理しているか。	A	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A	A
	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。	A	A
	Web サイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A	A
意見等 受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A	A
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。	—	—
	相談事業の利用方法について周知は十分か。	—	—
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。	—	—
	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	—	—
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。	A	A
	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。	A	A
4 経理事項に関する基準			
財務処理	財務事務処理規程が定められ、遵守されているか。	A	A
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。	S	A
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。	A	A
5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を市へ提出しているか。	A	A
6 目的外業務に関する基準			
行政財産	目的外業務（公衆電話設置等）の実施にあたり、行政財産使用許可申	A	A

使用許可	請を行っているか。		
	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。	A	A
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。	A	A
	業務従事者から労務に関する苦情等が出ていないか。	A	A
	労働時間の管理は適切になされているか。	A	A
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。	A	A
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。	A	A
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A	A
研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。	A	A
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。	A	A
接 遇	職員（スタッフ）は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A	A
	職員（スタッフ）のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A	A
3 一部業務委託（再委託）に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。	A	A
報 告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。	A	A
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。	A	A
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A	A
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。	A	A
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	非常時の連絡体制は確立されているか。	S	A
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。	A	A
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。	—	—
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。	A	A
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。	S	A
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。	A	A
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。	A	A
	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。	A	A

情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	情報セキュリティ（コンピュータウィルス対策等）は万全か。	A	A
7 事業計画及び事業報告に関する基準			
書類提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。	A	A
	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。	A	A
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。	A	A

【意見記述欄】業務点検	
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設大会利用の際は、利用団体と事前打ち合わせを徹底するとともに、大会前日に天候不順やグラウンド状態を利用団体へ報告し、円滑な運営に協力しました。 ○佐倉市で加入している「全国市長会市民総合賠償保険」の内容には対応できない「個人情報漏洩保険」を独自に加入し、不測の事態に備えました。 ○佐倉市担当課と常に連絡を密にし、情報の共有化を図っています。 ○施設管理・園地管理について、業務基準書に記載されている回数以上の作業を実施し、公園利用者に憩いの場を提供しています。 ○共同提案者と情報の共有や緊急事態に備え連絡体制を確立し、万全の体制を構築しています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・園地管理について、基準で定められた回数以上を執行しており、適切な管理が行われていると評価できます。 ○各職員・スタッフに対して、安全面及び接遇に関して個々の資質を高め、利用者に対応しています。 ○運営面においても、各種大会で必ず事前打合せを徹底し、開場時間や公園内の調整等、柔軟な運営を行っているとは評価できます。

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数 (人)	283,444	308,160	303,277	106.9	98.4
実利用者数(人)	—	—	—	—	—
稼働率(%)	—	—	—	—	—
利用料金収入 (円)	19,538,482	22,339,040	20,293,774	103.9	90.8
減免件数(件)	607	—	518	85.3	—

【意見記述欄】 利用状況等分析

指定管理者	<p>○陸上競技場の改修工事により閉鎖したことや夏季プールにおいて7.8月の天候の影響で2施設の利用者数及び利用料金収入は減少したが、長嶋球場のリニューアルオープンに伴い長嶋球場の利用者数及び利用料金収入は増加したことにより、全体の利用者数及び利用料金収入は、前年度より増加した。</p>
市	<p>○長嶋茂雄記念岩名球場のリニューアルオープンにより、前年度に比べ利用者数及び利用料金収入が増加しました。</p> <p>○計画値に比べ利用者数及び利用料金収入が少ない理由として、陸上競技場の改修工事に伴う閉鎖や、夏季の天候不良によりプール営業に影響があったためと考えられます。(陸上競技場の改修工事に伴う利用料金収入の減少については委託料の中で補償しております。)</p> <p>○運営面では開場時間の延長及び各施設の休場日の削減等、利用者の要望に対して柔軟な対応を行っており、市及び各団体と連携しながら工夫した運営がなされています。サービス・満足度の向上は目に見えない部分ですが、日頃から各スタッフの啓発・教育が徹底されていると評価できます。</p> <p>○青少年センターでは、28年12月から29年9月まで施設の故障により宿泊を停止していたため、利用者数が減少しました。</p>

③経営分析

経営分析指標	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	143,989,482	145,854,000	144,192,077	100.1	98.9
支出 (円)	148,668,122	145,854,000	147,934,272	99.5	101.4
収支 (円) 〈収入－支出〉	-4,678,640	0	-3,742,195	—	—
利用料金比率 (%) 〈利用料金収入／収入〉	13.6	15.3	14.1	—	—
人件費比率 (%) 〈人件費／支出〉	21.5	21.9	21.2	—	—
再委託費比率 (%) 〈再委託費合計／支出〉	33.1	33.2	31.9	—	—
利用者当たり管理コスト (円) (支出／延べ利用者数)	524.5	473.3	533.5	101.7	112.7
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料／延べ利用者数)	424.3	385.4	431.6	101.7	112

【意見記述欄】 経営分析

指定管理者	<p>○今年度の計画値に対しての収入減少は、陸上競技場の改修工事により閉鎖したことが主な要因ですが、夏季プールにおいても7.8月の天候の影響で利用料金収入が減少しました。また、収入の減少は、平成29年度の限定的なものであるため、今後、利用料金収入は改善されと考えます。</p> <p>○支出の増加は、決算時に間接経費（管理費）を計上したため支出が増加しました。</p>
市	<p>○計画値に比べ収入が少ない理由については、陸上競技場の改修工事に伴う閉鎖が主な要因となったほか、天候不良により夏季プールの利用料金収入も減少したことによるものですが、引き続き独自事業の多様化や経費節減・見直し等による適切な管理運営を期待します。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
花壇植栽・プランター等の設置	<p>岩名運動公園等に花壇植栽及びプランター等を定期的に設置しました。</p> <p>平成 29 年度実績本数 8,275 本</p> <p>なお、使用した草花は指定管理者が育成した草花及び佐倉市より無償配布を受けた草花を使用しました。</p>
草花無料配布	<p>岩名運動公園等の利用促進及び佐倉市の緑化推進を図るため、来園者、内郷小学校及び内郷小学校スクールボランティアに無料で草花を配布しました。</p> <p>平成 29 年度実績本数 2,250 本</p> <p>なお、草花は指定管理者で育成した草花を使用しました。</p>
テニス大会の開催	<p>生涯スポーツの推進及びテニスコートの利用促進を図るため、岩名運動公園テニス登録団体と共催で利用者の親睦大会を開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 年 2 回開催 86 名</p>
県民の日記念	<p>千葉県民の日（6/14）陸上競技場無料開放</p> <p>平成 29 年度実績 利用者 184 名</p>
なでしこリーグ誘致	<p>身近になでしこリーグを観戦できる環境を整え、地域の子供たちの体力づくりや技術力の向上及びスポーツ選手の育成に寄与し生涯スポーツ及びスポーツの振興を図るため、開催しました。</p> <p>平成 29 年度実績</p> <p>ジェフレディース対ノジマステラ相模原神奈川</p> <p>6/18（日）観客数 723 人</p>
水泳指導（ワンポイントレッスン）	<p>生涯スポーツ水泳のきっかけづくりに寄与するため、4泳法の水泳指導を開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 岩名プール 3 名</p> <p>上座プール 3 名</p>
水泳教室（低学年）	<p>青少年の健全育成、泳力の向上を図るため、短期水泳教室を開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 岩名プール 10 名</p>
芝生体験会	<p>子供たちの体力づくりや交流のため、佐倉市内の低学年を対象に長嶋球場芝生内で遊ぶ体験会を</p>

	<p>開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 児童 29 名、保護者 3 名</p>
チャレンジ通学合宿	<p>佐倉市教育委員会が行うチャレンジ通学合宿に実行委員として協力しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 23 名</p>
さくらスポーツフェスティバル	<p>子供たちの体力づくりや交流を図るため、佐倉市が主催するスポーツフェスティバル開催時にヴォータックスフットボール体験会を開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 248 名</p> <p>商品提供：スポーツドリンク等 300 本</p>
親子工作教室～クリスマスツリーボックス～	<p>青少年センターの利用促進及び青少年の健全育成を図るため、小学生の親子を対象とした工作教室を開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 5 組 10 名</p>
愛犬との暮らし方教室	<p>飼い犬に対するしつけや公共の場所でのマナーを学ぶことで施設内の犬の放し飼い等の抑制を図るため、講習会を開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 22 頭</p>
手作り味噌にチャレンジ講習会	<p>公園利用者の便に供するため、スポーツ以外でも広く佐倉市民の方たちに青少年センターを使用していただくことを目的に講習会を開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 24 名</p>
知的障害者サッカー教室	<p>知的障がい児・者へのスポーツ活動の普及及び心身の健全な育成を図るため、サッカー教室を開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 20 名</p>
健康体操教室（スポーツ教室）	<p>佐倉市民の健康・体力づくりの推進及び陸上競技場利用者獲得のため、スポーツ教室を開催しました。</p> <p>平成 29 年度参加者 8 名</p>
ポールウォーキング教室	<p>上座総合公園の利用促進及び佐倉市民の健康増進を図るため、ポールウォーキング教室を開催しました。</p> <p>毎週金曜日開催 各回 3～5 名程度</p>
健康体操教室	<p>佐倉市民の健康増進を図るため、NPO 法人ニッポンランナーズと共催で高齢者向けの健康体操教室を開催しました。</p>

	毎週水曜日開催 各回 25 名程度
害虫駆除	過去の害虫発生状況を踏まえ、ニームオイル（害虫忌避剤：食品添加物）の散布による防除を行いました。
プールスタンプカード	岩名・上座プールでスタンプカードの配布を行い、プール利用者サービスの向上及び利用促進を図りました。（5回の利用で1回無料） 平成 29 年度利用実績 226 名
冷凍飲料の販売	公園利用者の熱中症対策として、陸上競技場総合受付にて冷凍飲料の販売を行いました。 5月～9月
スズメ蜂トラップ設置	岩名運動公園内及び上座総合公園プール内にスズメ蜂トラップを設置し、蜂の巣づくりを抑制することで、蜂による被害の防止を図りました。 約1ヶ月間設置
ケータリングカーによる飲食の販売	陸上競技場で行われたサッカー大会時に観戦者や公園利用者に飲食の販売を行いました。 6/18.6/25 計2回実施

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
閉場日削減・開場時間の延長等	利用者サービスの向上大会等の円滑な運営の為、閉場日の削減、開場時間の延長等を行いました。
岩名運動公園陸上競技場フィールド改修	良好なスポーツターフを形成する為、踏圧・擦り切れに強いティフトンへの草種切り替え作業を行いました。
駐車場等混雑予想日の告知	岩名運動公園の大会等開催予定及び大会内容を踏まえた駐車場混雑予想をホームページや園内貼紙等により事前告知し、利用者の利便性の向上に努めています。

【意見記述欄】 業務実施状況確認

指定管理者	<p>○様々な独自事業を開催し、毎年楽しみにしている利用者も増え、今後も継続的に実施していきます。また、新たな独自事業も取り入れていきます。</p> <p>○広報活動にも積極的に広報さくら、ミニコミ誌、HP等で掲載し、より多くの参加者が増えるよう努力していきます。</p>
市	<p>○被害発生前に害虫駆除を行い、来園者の安全確保に努めています。</p> <p>○大会等の開催にあたり、駐車場の確保は引き続き重要課題です。予想駐車台数の事前調査等をより徹底し、利用者の混乱を防いで下さい。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	実施日：平成30年3月1日～平成30年3月31日
	岩名運動公園陸上競技場、直弥公園、佐倉市青少年センターに回収箱を設置し、上座総合公園は聞き取り調査を実施
回答数等	回答数：134件
実施結果	岩名運動公園陸上競技場 総合満足度 100%
	直弥公園 総合満足度 100%
	上座総合公園 総合満足度 100%
	佐倉市青少年センター 総合満足度 100%

回答者の意見等	対応策等
岩名運動公園 ○テニスコート脇のトイレを増やしてほしい。	<input type="checkbox"/> 佐倉市担当課と協議を行っているところでございます。引き続き検討してまいります。
○野球場のネットを高くしてほしい。	<input type="checkbox"/> 佐倉市担当課と協議を行っているところでございます。引き続き検討してまいります。
直弥公園 ○コートを増やしてほしい。	<input type="checkbox"/> 佐倉市担当課と協議を行っているところでございます。引き続き検討してまいります。
○とても使いやすい。 ○いつも気持ちよく使わせていただいています。	<input type="checkbox"/> ありがとうございます。これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
上座総合公園 ○トイレを増やしてほしい。(様式トイレも) (他19件)	<input type="checkbox"/> 佐倉市担当課と協議を行っているところでございます。引き続き検討してまいります。
○いつもきれいに清掃されています。(他2件)	<input type="checkbox"/> ありがとうございます。これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。
青少年センター ○トイレを全て洋式にしてほしい。	<input type="checkbox"/> 佐倉市担当課と協議を行っているところでございます。引き続き検討してまいります。
○いつもありがとうございます。(他5件)	<input type="checkbox"/> こちらこそありがとうございます。これからも利用者にとって安全で安心して利用できる公園を目指してまいります。

[意見記述欄] 利用者満足度調査報告

指定管理者	アンケート結果については、毎年同じような回答が多いため、利用者の要望に少しでも応えられるよう、これからも佐倉市担当課と協議させていただき、より多くの利用者に満足いただけるよう、より良い施設管理運営を行ってまいります。また、アンケートの時期や調査方法についても検討してまいります。
--------------	---

市	<p>アンケートでは概ね半分以上の利用者に高い評価をいただけており、良好な管理運営がなされているものと読み取れます。</p> <p>ただし、回答者の年齢には偏りがあり、より広い世代の方から評価をいただくことが課題です。アンケートの実施方法(実施時期の見直し、大会等で利用者意見を収集する等)を工夫して、改善に努めてください。</p> <p>今後は、利用者のニーズの把握に努め、より一層利用者からの満足が得られる運営をしていただけることを期待します。</p>
----------	--

⑥総合評価

[意見記述欄] 総合評価（平成 29 年度）	
指定管理者	<p>指定管理者として三期目の4年目となりました。</p> <p>平成 29 年度も大きな事故やトラブル等もなく管理運営を行うことが出来ました。</p> <p>収支は若干厳しい面もありますが、平成 29 年度は施設の改修工事等が行われ利用者に安全で利用しやすい施設に生まれ変わり今後、利用者数、利用料金収入とも増加することが予想されます。</p> <p>今後も佐倉市担当課と情報を共有し連絡を密にとり、事故やトラブル等を未然に防ぐ努力をまいります。</p>
市	<p>市の主催イベント等にも積極的に協力し、運営に貢献しています。</p> <p>収支については、改修工事が完了したため、利用促進に努めていただくことで、収入の増加に結び付けるよう努めてください。施設の老朽化に伴う修繕等の支出は必要な部分ですので、利用料金収入は勿論、独自事業についても更なる収入の向上に努めて下さい。</p>

【労働条件チェックリスト】

この労働条件チェックリストは、使用者が事業場における労働基準関係法令等の遵守状況を自ら点検し、自主的な改善を図るためのものです。点検の結果、×印の項目は改善が必要です。また、点検項目に該当しない場合は、点検結果欄に、斜線（/）を引いてください。（注：労基＝労働基準法、労安＝労働安全衛生法、最賃＝最低賃金法）

NO	点検項目	結果○×	NO	点検項目	結果○×
1	常時使用する労働者が10人以上なので、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条） 【裏面1参照】 ※常時使用する労働者が10人未満であっても作成することが望ましい	○	13	賃金は通貨で、直接労働者に（同意に基づき金融機関への振込も可）毎月1回以上、定期に全額（税金・社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可）を支払っている（労基24条）	○
2	パートタイム労働者等正社員以外の労働者を使用しているので、これに適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	○	14	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っている（最賃4条）	○
3	就業規則を変更した場合は、1と同様に労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	○	15	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、それぞれ25%（※）、35%、及び25%以上の割増賃金を支払っている（労基37条） ※月60時間を超えた時間外労働については50%以上です（中小企業には猶予措置あり）	○
4	労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示している（労基15条） 【裏面2参照】 ※シフト制等により、実際の労働日や労働時間が労働契約締結の際に確定しない労働者にも、労働日の決め方等を明示している【裏面2参照】	○	16	労働者を会社の都合により休業（自宅待機等）させた場合、平均賃金の60%以上の休業手当を支払っている（労基26条）	/
5	有期労働契約の労働者には、労働契約の期間、更新の有無、更新がある場合の判断基準などを明示している【裏面2参照】	○	17	パートタイム労働者を含むすべての労働者に法定の年次有給休暇を与えている（労基39条）	○
6	所定労働時間は、週40時間、1日8時間以内としている（労基32条） ※1ヵ月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合は、その月の開始前に労働者各人に勤務表（シフト表）を示すなどして通知している	○	18	労働者名簿・賃金台帳を作成し、保存している（労基107条、108条、109条）	○
7	次のような時間がある場合、労働時間として算定している（労基32条） a 交替制勤務における引継ぎ時間 b 業務報告書等の作成時間 c 仕事の打合せ、会議等の時間 d 参加が義務付けられている行事や研修等 e 出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	○	19	常時50人以上の労働者を使用しているため、産業医・衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせている（労安12条、13条）	/
8	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握している（労基32条） [把握方法：]	○	20	常時50人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を毎月開催している（労安18条）	/
9	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせている（労基32条、35条、36条）	○	21	常時10人以上50人未満の労働者を使用しているため、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている（労安12条の2）	/
10	9の労使協定は、「時間外労働の限度に関する基準」（厚生労働省告示）の範囲内で締結している【裏面3参照】	○	22	労働者の安全と健康の確保のため、安全衛生教育を実施している（労安59条）	○
11	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させている（労基34条）	○	23	労働災害防止のため腰痛予防対策や交通労働災害防止対策等に取り組んでいる	○
12	休日は、毎週1回または4週を通じて4回以上与えている（労基35条）※「夜勤明け」の日は休日には該当しません	○	24	雇入れの際、及び1年以内ごとに1回（深夜業従事者には6ヵ月ごとに1回）、定期的に労働者に対し健康診断を実施している（労安66条）	○
			25	健康診断の結果を労働者に通知し、有所見者に対しては医師の意見を聞くなどの事後措置を実施している（労安66条の5、66条の6）	○
			26	働きやすい職場にするため、労働者からの仕事に関することや悩みごとなどを相談できる体制を整備している	○
			27	労働基準法・労働安全衛生法の要旨や就業規則、労使協定等を職場に備え付けるなどの方法により労働者に周知している（労基106条、労安101条）	○

◇点検実施年度：平成29年度

◇施設名：岩名運動公園外3公園等